

第157期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年6月25日(木曜日)
午前10時

開催場所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

本総会では、お土産の配布および
総会後の社内見学会はございません。

目次

株主総会招集ご通知	5
株主総会参考書類	9
添付書類	
事業報告	23
事業報告に記載しておりますグラフ、図、写真などは、ご参考情報です。	
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告書	55

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

〈新型コロナウイルス感染拡大防止のための当社の対応について〉

- ・事前の書面またはインターネットによる議決権の行使をお願いするとともに、ご体調には十分ご留意いただき、**当日のご来場をお控えいただくこと**もご検討ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、ご妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことを強く推奨いたします。これらに該当しない方におかれましても、当日のご体調にご不安のある方は決してご無理なさらぬようお願い申し上げます。
- ・ご来場を希望される株主様におかれましては、**事前にお電話での登録をお願い申し上げます(2頁を高覧ください)**。ご登録がない株主様には、収容人数の関係上、**ご入場をお断りする場合がございます**ので予めご了承ください。
- ・混雑緩和による感染拡大防止のため、**お土産の配布および総会後の社内見学会は取り止め**とさせていただきます。
- ・今後の状況により、上記対応等を変更することがございます。株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)にてお知らせいたします。

株主の皆様へ

当社第157期定時株主総会開催に係る新型コロナウイルス 感染拡大防止のための株主の皆様へのお願いおよび当社の対応について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり来る6月25日(木)、当社第157期定時株主総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当社としましては**株主の皆様のご健康と安全面を最優先とし、本年の定時株主総会を執り行うにあたり下記の対応をとることといたします**。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、開催当日までに下記当社の対応に変更が生じる場合は、当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)にてご案内いたしますのでご確認ください。

敬具

記

〈株主の皆様へのお願い〉

- ・ **事前の書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い**するとともに、ご体調には十分ご留意いただき、**当日のご来場をお控えいただくこと**もご検討ください。
- ・ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、ご妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことを強く推奨いたします。これらに該当しない方におかれましても、当日のご体調にご不安のある方は決してご無理なさらぬようお願い申し上げます。
- ・ 会場内は座席間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。これに伴い、ご来場を希望される株主様におかれましては、**事前にお電話でのご登録をお願い申し上げます**。また、ご来場をお控えいただける株主様からのご質問を、同封の事前質問書(郵便はがき)にてお受付いたします。**詳細は2頁をご高覧ください**。

〈当社の対応〉

- ・ 株主の皆様への**お土産の配布および総会後の社内見学会は取り止め**とさせていただきます。
- ・ ご来場の株主様へは、ご入場の際に運営スタッフによる検温をさせていただきます。
- ・ **ご体調不良の株主様および事前にご登録がない株主様には、ご入場をお断りする場合がございます**ので予めご了承ください。
- ・ 会場受付付近や会場内に、マスクとアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ 当社の運営スタッフおよび出席役員等は、マスクを着用し対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、議事の時間を短縮するため、議場での報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。事前に当社定時株主総会招集ご通知をご高覧くださいようお願い申し上げます。
- ・ 議場における株主様からのご質問はお一人様一問までとさせていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日の様子は後日動画による配信を行います。詳細は当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)にてご案内いたしますのでご高覧ください。

以上

当社第157期定時株主総会事前登録制および事前質問書について

〈事前登録制について〉

ご来場を希望される株主様におかれましては、以下の要領で事前にお電話によるご登録をお願い申し上げます。

1. 受付電話番号

： 0120-735-100（通話料無料）

2. 受付期間

： 2020年6月10日(水)から2020年6月18日(木)

※土曜日、日曜日は受付を休止いたしますのでご了承ください。

3. 受付時間

： 上記受付期間の9時から16時まで(但し、12時から13時を除く)

4. ご注意事項

- ①：ご本人確認のため、株主様のお名前、株主番号等をお伝えください。
- ②：会場収容人数の関係上、事前のご登録をお受付いたしかねる場合がございますことをご了承ください。
- ③：事前にご登録いただいた株主様におかれましても、当日のご体調には十分ご留意いただき、決してご無理なさらぬようお願い申し上げます。
- ④：ご体調不良の株主様および事前にご登録がない株主様には、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

〈事前質問書について〉

ご来場をお控えいただける株主様からのご質問を、以下の要領で招集ご通知に同封の事前質問書(郵便はがき)にてお受付いたします。

1. ご提出方法

：ご記入欄に必要事項をご記入の上、切手を貼らずにご郵送ください。

2. 受付期間

： 2020年6月18日(木)必着

3. ご注意事項

- ①：株主様からいただいたご質問の中で、株主の皆様の高いと思われるものについては、株主総会終了後に当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)において回答させていただく予定です。
- ②：ご質問の内容によっては、ご回答いたしかねる場合がございますことをご了承ください。

以 上



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第157期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆様、および感染拡大による影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。また、医療従事者をはじめ感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

当社は、1875年の創業以来140年以上にわたる歴史を通じて、社是である「科学技術で社会に貢献する」、経営理念である「『人と地球の健康』への願いを実現する」という基本的な考え方のもと、企業活動を展開しています。2020年度からは新しい中期経営計画において、「社会課題解決のための仕組み作り」を進めることにより、さらなる持続的な成長と企業価値向上に挑戦します。

また、当社は新型コロナウイルスの感染拡大という厳しい経営環境を社会貢献の機会であると捉え、感染有無を短時間で検査できるPCR検査試薬キットの開発・販売や、肺炎診断に使用される移動型のX線撮影システムの増産など、当社グループ丸となって新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与する活動に取り組んでまいります。

本年の当社定時株主総会に関しまして、株主の皆様にはご不便をおかけしており大変申し訳ございませんが、今後ともなお一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月9日

代表取締役 社長 上田 輝久

社是

科学技術で社会に貢献する

経営理念

「人と地球の健康」への願いを実現する

CSR憲章

地球・社会・人との調和を図りながら、社会課題に取り組み、明るい未来を創造します。

「科学技術で社会に貢献する」という社是、「『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念のもと、私たちは、永年の事業で培った技術、ノウハウを活用し、複雑化・多様化する社会の課題や要請に応える製品・サービスの提供と、グローバル社会との調和に努めます。

顧客・株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーからの信頼の獲得と、事業および社会の持続可能な発展・成長の実現に向け、「事業を通じた社会課題の解決」と「社会の一員としての責任ある活動」の両輪で企業活動を行い、社会的責任を果たします。

企業統治

私たちは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果敢な意思決定と施策遂行を可能とする企業経営の仕組みを充実させます。

実践に向けて

私たちは、

1. 社会への貢献
2. 公正・透明な行動
3. 人権の尊重
4. 地球環境の保全
5. ステークホルダー（顧客・株主・取引先・従業員・地域社会）との関係維持・構築を実践します。

説明責任

私たちは、適時・適切かつ公平に企業活動についての情報を開示するとともに、ステークホルダーとの対話を通じて、相互の理解を深めます。

(証券コード 7701)

2020年6月9日

株主各位

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

株式会社 島津製作所

代表取締役 社長 上田 輝久

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2020年6月24日(水)午後5時までに議決権を行使し**てくださいますようお願い申し上げます。

敬具

混雑緩和による新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**お土産の配布および総会後の社内見学会は取り止め**とさせていただきます。

記

1 日 時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時

2 場 所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

3 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第157期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第157期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査役1名選任の件 |

議決権行使のご案内について

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。9頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

事前の行使方法

郵送または電磁的方法により、議決権を行使いただけます。

郵送による 議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時必着

インターネット等 による 議決権の行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。 **詳細は7頁をご覧ください。**

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

当日の行使方法

株主総会 ご出席



お手数ながら**事前のご登録(2頁ご参照)**をいただいた上で、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時

議決権を複数回行使された場合の取扱い

- ①議決権行使書(書面)および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取扱いします。
- ②電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、最後の電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取扱いします。

以上

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合せて監査を受けております。

◎株主総会参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード

見本

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

議案および参考事項

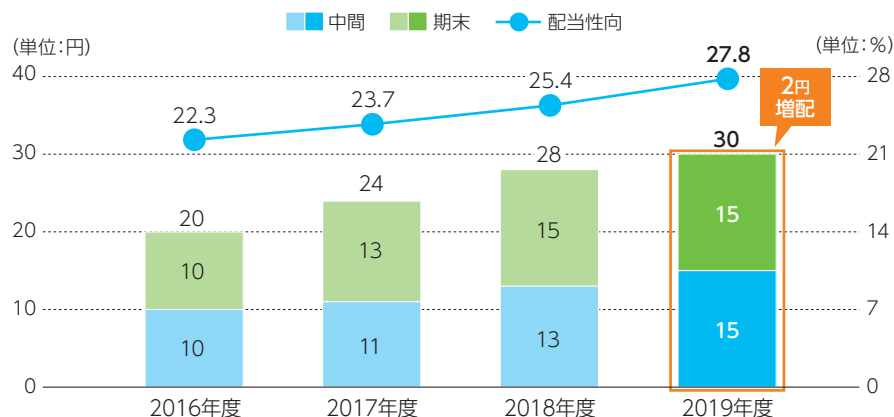
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置づけており、収益やキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としています。また、内部留保資金につきましては、中長期の事業成長と収益力を高めるために、設備投資、研究開発投資、戦略投資、人材投資に活用してまいります。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分(期末配当)につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、つぎのとおり、1株につき15円とさせていただきますたく存じます。なお、中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ2円増の1株につき年30円となります。

1 配当財産の種類	2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	3 剰余金の配当が効力を生ずる日
金 銭	当社普通株式 1株につき金 15円 総額 4,422,295,545円	2020年6月26日

(ご参考) 1株当たり配当金／配当性向



2019年度 期末
1株当たり配当金

15円

(中間15円、年間30円)

2019年度／配当性向

27.8%

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたします。取締役候補者はつぎのとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況
1	なかもと 中本 晃 再任	代表取締役 会長 取締役会議長	100% (13回/13回)
2	うえだ 上田 輝久 再任	代表取締役 社長 CEO	100% (13回/13回)
3	みうら 三浦 泰夫 再任	取締役 上席専務執行役員 CFO・営業担当 東京支社長	100% (13回/13回)
4	きたおか 北岡 光夫 再任	取締役 専務執行役員 CTO	100% (10回/10回)
5	やまもと 山本 靖則 新任	常務執行役員 経営戦略・コーポレート・ コミュニケーション担当	—
6	さわぐち 澤口 実 再任 社外取締役候補者	取締役 (非常勤)	92% (12回/13回)
7	わだ 和田 浩子 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	取締役 (非常勤)	100% (13回/13回)
8	はない 花井 陳雄 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—

(注) 北岡光夫氏の出席状況については、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

株主総会参考書類

候補者番号

1

なかもと あきら
中本 晃

(1945年11月25日生)

所有する当社株式の数	62,702株
取締役在任期間	19年(本総会終結時)
2019年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1969年 4月 当社入社
- 2001年 6月 当社取締役就任
- 2005年 6月 当社常務取締役就任
- 2007年 6月 当社専務取締役就任
- 2009年 6月 当社代表取締役 社長就任
- 2013年 6月 当社CEO
- 2015年 6月 当社代表取締役 会長就任(現在に至る)
- 2015年 6月 当社取締役会議長(現在に至る)

重要な兼職の状況

古河電気工業株式会社
社外取締役

● 取締役候補者とした理由

取締役会議長として、取締役会を適切に運営し、コーポレートガバナンスの強化を通じて企業価値の向上に注力しています。会社経営において高い見識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の重要事項の意思決定機能と業務執行の監視・監督機能の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 中本晃氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

うえだ　てるひさ

上田 輝久 (1957年5月14日生)

所有する当社株式の数	16,710株
取締役在任期間	9年(本総会終結時)
2019年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2007年 6月 当社執行役員
- 2007年 6月 当社分析計測事業部副事業部長
- 2011年 6月 当社取締役就任
- 2011年 6月 当社分析計測事業部長
- 2013年 6月 当社常務執行役員就任
- 2014年 6月 当社専務執行役員就任
- 2015年 6月 当社代表取締役 社長就任(現在に至る)
- 2015年 6月 当社CEO(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

CEOとして当社グループの経営を担い、取締役会において重要事項の決定および業務執行の監督を的確に行っています。強いリーダーシップと豊富な事業経験と実績を有していることから、当社の中期経営計画を推進し、当社グループの持続的な成長と企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 上田輝久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

み う ら や す お
三浦 泰夫 (1957年4月25日生)

所有する当社株式の数	18,587株
取締役在任期間	7年(本総会終結時)
2019年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2005年 4月 当社経営戦略室長
- 2007年 6月 当社執行役員
- 2009年 6月 シマツ オイローパ ゲーエムベーパー(ドイツ) 社長
- 2013年 6月 当社取締役就任(現在に至る)
- 2013年 6月 当社常務執行役員就任
- 2013年 6月 当社経理(現 理財)担当
- 2013年 6月 当社営業担当(現在に至る)
- 2015年 6月 当社東京支社長(現在に至る)
- 2017年 6月 当社専務執行役員就任
- 2019年 4月 当社上席専務執行役員就任(現在に至る)
- 2020年 4月 当社CFO(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

上席専務執行役員CFOおよび営業担当として、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。理財、営業部門、そして海外子会社経営において豊富な経験・実績と知見を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に更に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 三浦泰夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

きたおか みつお
北岡 光夫 (1956年12月5日生)

所有する当社株式の数	10,438株
取締役在任期間	1年(本総会終結時)
2019年度における取締役会への出席状況	10回/10回(100%) (当社取締役就任後)



再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2007年 1月 当社分析計測事業部 技術部長
- 2011年 6月 当社分析計測事業部 副事業部長 兼 分析計測事業部 技術部長
- 2015年 6月 当社執行役員
- 2015年 6月 当社基盤技術研究所長
- 2017年 6月 当社常務執行役員就任
- 2017年 6月 当社技術研究担当
- 2019年 6月 当社取締役就任(現在に至る)
- 2020年 4月 当社専務執行役員就任(現在に至る)
- 2020年 4月 当社CTO(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

専務執行役員CTOとして、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。技術分野において豊富な経験・実績と知見を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に更に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 北岡光夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

やまもと やすのり
山本 靖則

(1959年2月20日生)

所有する当社株式の数 **6,129株**

取締役在任期間 **—**

2019年度における取締役会への出席状況 **—**



新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2003年10月 当社分析計測事業部 試験機ビジネスユニット統括マネージャー
- 2013年 6月 シマツ オイローパ ゲームベアハー(ドイツ)社長
- 2014年 6月 当社執行役員
- 2017年 6月 当社常務執行役員就任(現在に至る)
- 2017年 6月 当社製造・情報システム・CS担当
- 2017年 6月 当社技術研究副担当
- 2020年 4月 当社経営戦略・コーポレート・コミュニケーション担当(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由

常務執行役員として、経営戦略・コーポレート・コミュニケーションを担当し、重要な業務執行の意思決定に参画しています。技術・製造分野および海外子会社経営において豊富な経験・実績と知見を有していることから、取締役会において議論を活発化させ、当社グループの持続的な成長と付加価値の向上に寄与することが期待できるため、新任の取締役候補者といたしました。

(注) 山本靖則氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

さわぐち　みのる
澤口　実

(1966年7月23日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間

7年(本総会終結時)

2019年度における取締役会への出席状況

12回/13回(92%)



再任

社外取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年 4月 弁護士登録
- 1993年 4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所(現在に至る)
- 2013年 6月 当社取締役就任(現在に至る)

重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所
パートナー弁護士

● 社外取締役候補者とした理由

企業法務やコーポレートガバナンスに関わる豊富な経験から、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき、役員を選解任および報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 澤口実氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口実氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 当社は澤口実氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
4. 当社は、澤口実氏を東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出はおりませんが、同氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、その独立性に問題はないと考えております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、22頁に記載のとおりです。なお、澤口実氏は森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士ですが、直近事業年度において、当社と同事務所との間に取引関係はありません。

候補者番号

7

和田 浩子

(1952年5月4日生)

所有する当社株式の数	2,844株
取締役在任期間	4年(本総会終結時)
2019年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



再任 社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社
(現 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社) 入社
- 1998年 1月 米プロクター・アンド・ギャンブル社ヴァイスプレジデント就任、
コーポレートニューベンチャー・アジア担当
- 2001年 3月 ダイソン株式会社代表取締役社長就任
- 2004年 4月 日本トイザラス株式会社代表取締役社長 兼
最高業務執行責任者就任
- 2004年11月 Office WaDa開設(現在に至る)
- 2009年 5月 株式会社アデランスホールディングス(現 株式会社アデランス)
社外取締役就任
- 2016年 4月 大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部アドバイザー就任
- 2016年 6月 当社取締役就任(現在に至る)

重要な兼職の状況

Office WaDa 代表
 コカ・コーラ ボトラーズ
 ジャパンホールディングス
 株式会社 社外取締役
 ユニ・チャーム株式会社
 社外取締役(監査等委員)

● 社外取締役候補者とした理由

多国籍大企業の本社役員や外資系企業の日本法人トップなど多様な経営実績とグローバルマーケティングについて幅広い見識を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき、役員を選解任および報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 和田浩子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 和田浩子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

3. 当社は和田浩子氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 和田浩子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、22頁に記載のとおりです。なお、和田浩子氏はOffice WaDaの代表であります。直近事業年度において、当社と事務所との間に取引関係はありません。

候補者番号

8

はな い のぶ お
花井 陳雄 (1953年4月30日生)

所有する当社株式の数 **0株**

取締役在任期間 **—**

2019年度における取締役会への出席状況 **—**



新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 協和発酵工業株式会社(現 協和キリン株式会社) 入社
- 2008年10月 同社執行役員就任
- 2009年 4月 同社常務執行役員就任
- 2009年 6月 同社取締役就任
- 2010年 3月 同社専務執行役員就任
- 2012年 3月 同社代表取締役社長就任
- 2018年 3月 同社代表取締役会長就任
- 2019年 3月 同社取締役会長就任

● 社外取締役候補者とした理由

日本を代表する製薬企業で長年にわたり医薬品の研究開発そして会社経営に携わり、研究者および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を持たれています。当社グループの経営に対して有益なご助言をいただくことが期待でき、また業務執行を適切に監督いただけると判断し、新任の社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 花井陳雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 花井陳雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 花井陳雄氏が2020年3月まで取締役就任していた協和キリン株式会社において、その在任中に、一部の同社製品の原薬製造過程において不適切な作業が行われたことから、同製品が自主回収となり、また原薬製造元が行政処分を受ける事案が発生しました。同氏は同事案の発生まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において品質管理等について注意喚起を行うとともに、発生後においては社内外の調査報告を受け、取締役会等において再発防止のための提言を行いました。
4. 花井陳雄氏が取締役就任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
5. 花井陳雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、22頁に記載のとおりです。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 飯田隆氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

監査役候補者はつぎのとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

にしもと つよし
西本 強 (1973年11月21日生)



所有する当社株式の数	0株
監査役在任期間	—
2019年度における 取締役会への出席状況	—
監査役会への出席状況	—

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 2000年10月 弁護士登録
- 2002年12月 日比谷パーク法律事務所入所(現在に至る)

● 社外監査役候補者とした理由

弁護士として企業法務全般で数多くの実績を積み重ねておられますが、その中でもグローバルに展開する当社グループの監査に有効な、海外法務、企業買収、システム開発、危機管理等の分野で高い専門的知見と豊かな経験を有しておられます。それらの経験と実績を踏まえ、当社の監査役として適任と判断し、新任の社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

新任 社外監査役候補者
 独立役員候補者

重要な兼職の状況

日比谷パーク法律事務所
 パートナー弁護士
 株式会社エニグモ
 社外監査役
 株式会社ブロードリーフ
 社外監査役

(注) 1. 西本強氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 西本強氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
 3. 西本強氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
 4. 西本強氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、22頁に記載のとおりです。なお、西本強氏は日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であります。直近事業年度において、当社と同事務所との間に取引関係はありません。

(ご参考)

第3号議案可決後の当社監査役会の構成

第3号議案が原案どおり可決された場合、当社の監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	地位	監査役在任期間 (本総会終結時)	2019年度における 取締役会・監査役会への出席状況
ふじい ひろゆき 藤井 浩之 現任	常任監査役	7年	取締役会: 13回/13回(100%) 監査役会: 17回/17回(100%)
こやざき まこと 小谷崎 眞 現任	常勤監査役	1年	取締役会: 10回/10回(100%) 監査役会: 11回/11回(100%)
にしお まさひろ 西尾 方宏 現任 社外監査役 独立役員	監査役 (非常勤)	5年	取締役会: 13回/13回(100%) 監査役会: 17回/17回(100%)
にしもと つよし 西本 強 新任 社外監査役 独立役員	監査役 (非常勤)	—	—

(注)小谷崎眞氏の出席状況については、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会・監査役会を対象としております。

第4号議案

補欠の監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、社外監査役の補欠として監査役1名の選任をお願いいたします。

補欠の監査役候補者はつぎのとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

しまでら もとい
嶋寺 基 (1974年10月1日生)

所有する当社株式の数

0株

略歴および重要な兼職の状況

2000年 4月 弁護士登録

2000年 4月 大江橋法律事務所入所(現在に至る)



再任

補欠の社外監査役候補者

独立役員候補者

● 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として企業法務分野における幅広い専門知識と豊富な経験を有しておられ、この社外の経験に基づいて監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、引き続き補欠の社外監査役候補者としていたしました。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

重要な兼職の状況

大江橋法律事務所
パートナー弁護士

(注) 1. 嶋寺基氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 嶋寺基氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。

3. 嶋寺基氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 嶋寺基氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。当社が定めている社外役員の独立性基準は、22頁に記載のとおりです。なお、嶋寺基氏は大江橋法律事務所のパートナー弁護士ですが、直近事業年度において、当社と同事務所との間に取引関係はありません。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

- (1)当社を主要な取引先とする者(直近事業年度においてその者の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを、当社から受けた者とする。)またはその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先(直近事業年度において当社の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを当社に行った者とする。)またはその業務執行者
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(直近事業年度において役員報酬以外に1,000万円の額以上の金銭または財産を当社から得ていることを言う。)コンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を言う。)
- (4)最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5)次の1. から3. までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族
 - 1.(1)から(4)までに掲げる者
 - 2.当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
 - 3.最近1年間において、2.または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

以上

1 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の景気の状態は、米中貿易摩擦の長期化による影響拡大などにより中国では景気が緩やかに減速したものの、北米では好調な個人消費などを背景とした景気回復が続き、また日本では雇用の改善などにより緩やかに景気が回復しました。その結果、第3四半期までは全体として緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、第4四半期では新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が抑制され、中国をはじめ世界的に景気は急速に減速しました。

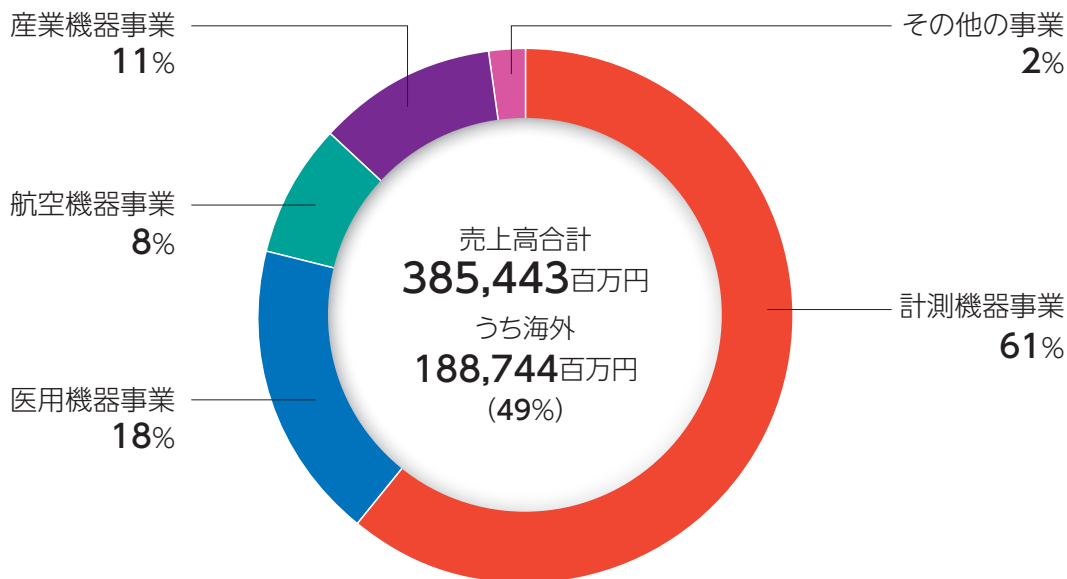
こうした情勢のもとで当社グループは、中期経営計画に沿って、「世界のパートナーと社会課題の解決に取り組む企業」を目指し、「アドバンスト・ヘルスケア」など成長分野への投資、AI・IoTを活用したアフターマーケット事業の拡大や重点機種の競争力強化などによる収益力強化、また組織基盤の変革など、成長に向けた施策を進めました。

当連結会計年度の業績につきましては、第3四半期までは中国での景気の減速があったものの、日本での底堅い需要などにより堅調に推移しましたが、米中貿易摩擦をはじめとする世界経済の不透明感の高まりによる需要の減退に加えて、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響も受け、売上高は3,854億4千3百万円(前年度比1.5%減)となり、営業利益は418億4千5百万円(同5.9%減)、経常利益は426億6千9百万円(同6.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は317億6千6百万円(同2.3%減)となりました。

事業別の状況はつぎのとおりであります。

●事業別売上高

事業区分	売上高 (百万円)	前年増減率 (%)	構成比 (%)
計測機器事業	236,218	▲2.1	61
医用機器事業	70,178	+1.6	18
航空機器事業	30,039	+9.9	8
産業機器事業	43,031	▲5.3	11
その他の事業	5,974	▲25.0	2
計 (うち海外)	385,443 (188,744)	▲1.5 (▲4.3)	100 (49)



計測機器事業

売上高	2,362億1千8百万円	前年度比 2.1%減	↓
営業利益	357億5千2百万円	前年度比 7.8%減	↓

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

〈主要製品等〉

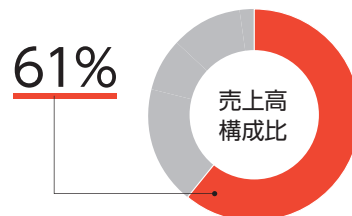
クロマト分析システム、質量分析システム、光分析システム、熱分析システム、ライフサイエンス関連分析システム、X線分析システム、表面分析・観察システム、水質計測システム、排ガス測定システム、材料試験機、疲労・耐久試験機、構造物試験機、非破壊検査システム、高速ビデオカメラ、粉粒体測定システム、天びん・はかり、回折格子、レーザ機器、小形分光器

当事業の上期売上高は、米中貿易摩擦の影響や中国での環境分析機器の需要がピークアウトするなど事業環境が悪化する中でも、新製品投入によるラインナップ拡充の効果などにより、医薬・官公庁向けに液体クロマトグラフ、食品安全・官公庁向けなどに質量分析システム、また、鉄鋼・輸送機向けに試験機が好調に推移しました。しかしながら、下期には消費増税の反動や輸送機業界での景気減退、これに加えて第4四半期からは新型コロナウイルス感染拡大により設備投資抑制や案件先送りが見られ、世界的に大きく影響を受けました。

将来の成長に向けては、顧客の自動化・効率化を支援する機能を強化した製品の開発・販売を進めました。加えて、先端的な大学・研究機関との協業を推進するため、大阪大学に代謝物の網羅的解析を応用した製品・事業の創造を目指した「大阪大学・島津分析イノベーション協働研究所」、農研機構とは食の機能性成分解析を目的とした「食品機能性解析共同研究ラボ」を開設しました。中国においては、需要が拡大する環境モニタリングや受託分析分野へのソリューション提供を目指して、中国イノベーションセンター、広州分析センターを開設し、オープンイノベーション機能の充実を図りました。

この結果、当事業の売上高は2,362億1千8百万円(前年度比2.1%減)、営業利益は売上の減少などにより、357億5千2百万円(同7.8%減)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。



超高速液体クロマトグラフ「Nexeraシリーズ」

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
日本	99,739	100,801	+1.1	医薬・官公庁向けに液体クロマトグラフ、鉄鋼・輸送機向けに試験機が伸長。
北米	25,592	26,234	+2.5	機能性食品向けおよび製薬向けに液体クロマトグラフ、質量分析システム、輸送機向けに試験機が好調に推移。
欧州	25,034	24,724	▲1.2	食品安全向けに質量分析システムが好調に推移したものの、為替影響もあり、全体では減収。
中国	55,534	47,920	▲13.7	環境計測機器が前年の特需の反動で大きく減少したことに加え、下期には新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が大きく減少。
その他アジア	25,689	26,845	+4.5	インドで、製薬向けに液体クロマトグラフ、受託分析向けに質量分析システムが好調に推移。

医用機器事業

売上高	701億7千8百万円	前年度比 1.6%増	↑
営業利益	31億9千万円	前年度比 37.1%増	↑

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。
 (主要製品等)
 X線TVシステム、X線撮影システム、血管撮影システム、PETシステム、放射線治療装置用動体追跡システム、近赤外光イメージング装置、医療情報システム

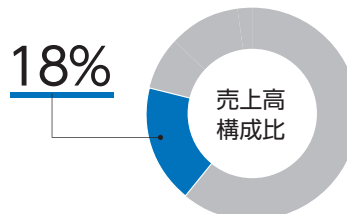
当事業の売上高は、海外が減収となりましたが、日本でのX線診断装置の伸長やアフターマーケット事業の拡大により、全体として増加しました。血管撮影システムは、低侵襲治療分野におけるブランド構築に努め、心血管治療向けに好調に推移しました。

引き続き、アフターマーケット事業の拡大や、ターゲット市場である米国市場に特化したX線TVシステムの新製品や血管撮影システムの拡販に注力していきます。

この結果、当事業の売上高は701億7千8百万円(前年度比1.6%増)、営業利益は売上の増加などにより、31億9千万円(同37.1%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
日本	40,160	43,072	+7.3	X線撮影システム、X線TVシステムが堅調。また、血管撮影システムは心血管治療向け高級機販売が好調。
北米	8,142	7,286	▲10.5	血管撮影システムは好調に推移したものの、デジタル化促進施策の需要一巡の影響が続きX線撮影システムが減少。ただし、足元ではX線TVシステム新製品などの効果もあり業績は回復傾向。
欧州	4,298	3,689	▲14.2	東欧市場の停滞や競争激化の影響によりX線TVシステムや血管撮影システムが減少。
中国	5,786	5,182	▲10.4	下期に新型コロナウイルス感染拡大の緊急対策としてデジタル回診装置の案件が急増したものの、競争激化や案件遅延などにより減収。
その他アジア	5,308	5,219	▲1.7	インドで血管撮影システムが伸びたものの、前年度にバングラデシュで大口案件があった反動により、X線撮影システムが減少。



血管撮影システム トリニアス ユニティ エディション
Trinias B8 unity edition

航空機器事業

売上高	300億3千9百万円	前年度比 9.9%増	▲
営業利益	7億9千1百万円	前年度比 562.5%増	▲

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。
 (主要製品等)
 フライトコントロールシステム、エアマネジメントシステム、コックピットディスプレイシステム、エンジン補機、試験検査システム、磁気計測・海洋機器

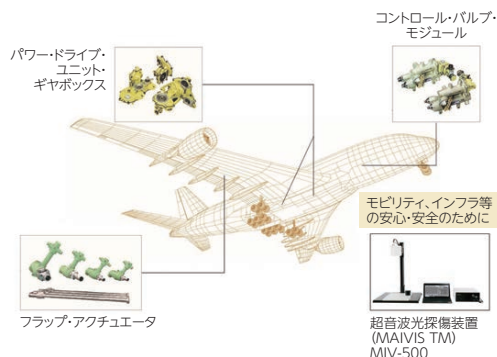
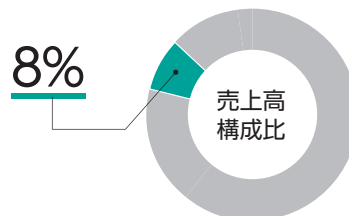
当事業の売上高は、北米では、民間航空機向け搭載機器などの売上が増加しました。日本では、防衛省向け航空機搭載機器が増加しました。

また、将来の成長に向けて、新規事業である試験検査システムと海洋機器で新製品を発売しました。

この結果、当事業の売上高は300億3千9百万円(前年度比9.9%増)、営業利益は売上の増加などにより、7億9千1百万円(同562.5%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
日本	22,225	24,216	+9.0	新型輸送機向けの搭載機器などが増加。
北米	4,658	5,428	+16.5	中・小型機需要を背景に民間航空機向け搭載機器およびエアライン向け補用品の売上が増加。



産業機器事業

売上高	430億3千1百万円	前年度比 5.3%減	↓
営業利益	36億5千9百万円	前年度比 18.1%減	↓

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。
 (主要製品等)
 ターボ分子ポンプ、油圧ギヤポンプ、コントロールバルブ、パワーパッケージ、
 高速スパッタリング装置、動釣合試験機(バランスングマシン)、ヘリウムリーク
 デテクタ、工業炉、ガラスワインダ、液送ポンプ

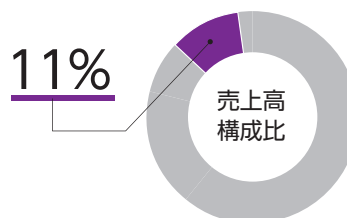
当事業の売上高は、半導体設備投資回復を捉えたターボ分子ポンプの需要増加やセラミックス用途向け工業炉の伸長により、下期は増収となりましたが、上期のターボ分子ポンプとガラスワインダの減少、および、中国市況悪化ならび新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた油圧機器の減少を補い切れず、年間では減収となりました。

引き続き、ターボ分子ポンプの製品ラインナップ強化によるシェア向上、セラミックス用途向け工業炉の海外事業拡大、ならび、油圧機器事業のグローバルな展開に加え、新規事業の強化に取り組みます。

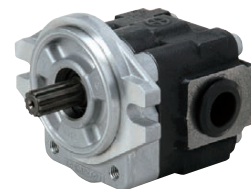
この結果、当事業の売上高は430億3千1百万円(前年度比5.3%減)、営業利益は売上の減少などにより、36億5千9百万円(同18.1%減)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2018年度 (百万円)	2019年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
日本	23,810	22,634	▲4.9	ターボ分子ポンプは半導体およびタッチスクリーンパネル製造装置向け需要が下期に回復したが、上期の低迷を補えず減収。
北米	5,188	5,068	▲2.3	ターボ分子ポンプは半導体製造装置向け需要が下期に回復したものの、油圧機器が米中貿易摩擦の影響を受け減収。
欧州	1,730	2,770	+60.1	半導体製造装置向けターボ分子ポンプが堅調に推移したことに加え、ターボ分子ポンプのサービス会社を連結子会社に加えた効果もあり、事業規模が拡大。
中国	10,530	8,344	▲20.8	米中貿易摩擦による市況悪化で設備投資が抑制されターボ分子ポンプ、ガラスワインダが減少し、新型コロナウイルス感染拡大により油圧機器需要が減速し減収。
その他アジア	4,065	3,986	▲1.9	韓国や東南アジアにおいて工作機械向け工具用途の工業炉が好調に推移したものの、台湾においてガラスワインダが前年度の大口案件の反動で減少し、全体では減収。



ターボ分子ポンプ
TMP-X4306シリーズ



新型低騒音ポンプ
Serenade SRP300

その他の事業

売上高

59億7千4百万円

前年度比
25.0%減



営業利益

11億9千9百万円

前年度比
12.8%減



主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

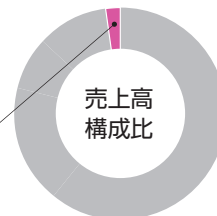
〈主要製品等〉

不動産賃貸、不動産管理、建設舗床業 等

当事業の売上高は59億7千4百万円(前年度比25.0%減)、営業利益は11億9千9百万円(同12.8%減)となりました。

2%

売上高
構成比



[2] 設備投資の状況

研究開発の充実、生産能力の拡大や生産の効率化等のための設備投資を行い、ソフトウェアを含む当連結会計年度中における設備投資額は176億7千6百万円となりました。なお、上記には新研究棟「SHIMADZUみらい共創ラボ」の建設のための設備投資額を含んでおります。

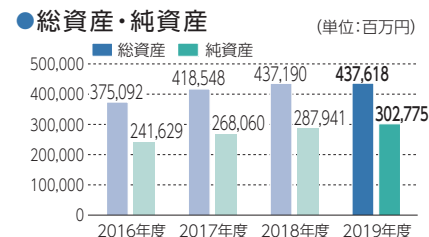
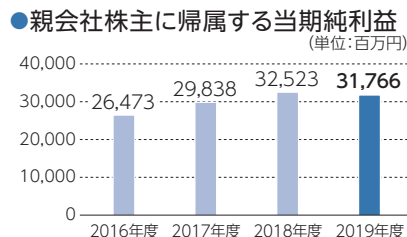
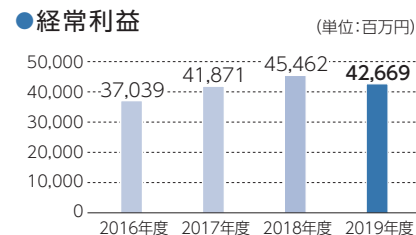
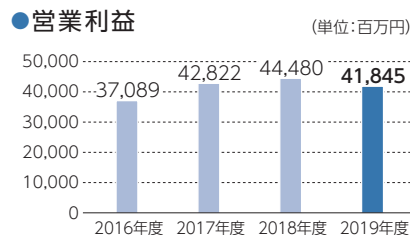
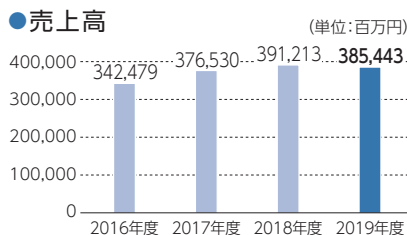
[3] 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債および新株式の発行による資金調達はしていません。

[4] 財産および損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高	342,479	376,530	391,213	385,443
営業利益	37,089	42,822	44,480	41,845
経常利益	37,039	41,871	45,462	42,669
親会社株主に帰属する当期純利益	26,473	29,838	32,523	31,766
1株当たり当期純利益	89.79	101.26	110.41	107.84
総資産	375,092	418,548	437,190	437,618
純資産	241,629	268,060	287,941	302,775

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。



[5] 対処すべき課題

1) 経営環境及び中期的な成長戦略

2020年は、新型コロナウイルス感染の拡大により、世界各地でビジネスへの影響が出ています。4月には、中国の経済活動に再開の兆しが見え始めましたが、欧・米・東南アジアの都市封鎖は継続し、また、今後南米やアフリカへも影響が出ると予想されています。その結果、世界経済の成長率はマイナス3%と予想されており、2008年に始まったリーマンショックを超える経済危機が訪れると見られています。一方で、2021年以降は、各国の経済支援策と相まって経済はプラス成長に転じることが期待されています。

当社においても、短期的には大変厳しい事業環境に直面することを想定した対処を進めます。リーマンショックの際には、売上高が大きく減少しましたが、今回はそれ以上の影響を受けることを想定した上で、利益を確保するために設備投資の見直し、研究開発テーマの優先順位付け、製造コストや管理可能経費の削減などにより、生産性向上と経営の健全性維持を図ります。

中長期的には、2017年より開始した『世界のパートナーと社会課題の解決に取り組む企業』への挑戦を継続発展させ、2020年から始まる新中期経営計画ではヘルスケア問題や環境問題をはじめとする『社会課題解決のための仕組み作り』を進め、持続的な事業成長を目指します。

2) 2020-2022中期経営計画期間の取り組み

新たな中期経営計画は、新型コロナウイルスの感染拡大という厳しい経営環境からのスタートとなりました。現在、新型コロナウイルスの感染有無を短時間で検査できるPCR検査試薬キットを開発販売し、緊急で大幅な増産体制を敷いて取り組んでおります。また、肺炎診断に使用される移動型のX線撮影システムの増産にも取り組んでおります。島津グループ一丸となって、この新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与する活動に最優先で取り組むとともに、このような事態に対する危機管理を適切に遂行し、経営の健全性維持を図りつつ、事業成長の実現に取り組んでまいります。その際に、事業成長を支えるのは、当社の強みである液体クロマトグラフや質量分析システムといった重点製品です。これらを世界で販売強化するとともに、リカーリング事業を拡大させることで、持続的な事業成長の基盤強化に努めます。具体的には、以下の4つの成長戦略と成長基盤の強化を通じて、戦略パートナー・事業パートナーと共に当社の製品やサービスが社会課題解決に役立つ仕組みを構築することを目指します。

3) 4つの成長戦略と成長基盤の強化

① 重点事業の強化

計測機器事業の液体クロマトグラフと質量分析システムを中心に、全社のリソースを活用し、製品ラインナップの拡充と欧米でのシェア向上を目指します。そのために、世界各地のイノベーションセンターを強化・活

用し、顧客・市場ニーズへの対応を速め、データ活用やロボットによる自動化を組み合わせたソリューション創出を推進します。

②海外事業の強化

海外での事業成長を実現するために、重要拠点の機能を強化し、各地域での強い産業、強い顧客と連携した事業成長を推進します。地域の事業特性を踏まえ事業を拡大・育成・撤退に峻別し、メリハリのある投資により、海外売上高比率の向上を目指します。

③リカーリング事業の拡大

前中期経営計画において新たに島津グループの一員となった海外各社と連携し、アフターマーケット事業の着実な成長を目指します。また、『社会課題解決のための仕組み作り』は当社の製品・サービスが繰り返し利用される状況を生み出すビジネスモデルそのものです。データやアプリケーションを活用し、課金方式などの新たな販売形態も取り入れ、業績基盤の構築を図ります。

④成長分野での事業拡大

パートナーと協力して社会課題を解決することで新市場を創出し、当社の中核となる製品・サービスを拡大することを目指します。北米イノベーションセンターや国内研究機関と進める機能性食品分析といった市場の創出を先行事例として、社外の事業パートナーとの協働を強化し、新市場創出を加速します。そのために、開所したヘルスケアR&Dセンターの活用や、世界各地のイノベーションセンターの機能強化、事業シーズを育成する新たな仕組みを構築します。

⑤事業ポートフォリオの見直し

当社は、2018年度まで6期連続で増収・増益を続けてきましたが、個別の事業や機種において成長のパターンは様々でした。既に、一部の機種の撤退を計画的に進めていますが、この動きを加速させ、新たな経営指標に基づき、拡大・育成・撤退の区別のもと、事業ポートフォリオの見直しを進めます。

事業別の対処すべき課題として、中長期で目指すことおよび中期経営計画の中で実施する主な取り組みテーマは、以下のとおりです。

■計測機器事業

液体クロマトグラフと質量分析システムを全社の重点事業と位置づけ、3年間の全社売上と営業利益の増加を牽引します。液体クロマトグラフ等の重点機種は海外の市場規模が8割以上を占めており、重点事業を伸ばすためには、海外で伸ばすことが必須となります。そのため北米・中国・欧州・アジアでの高い成長の実現に向けて新製品の開発はもとより、試薬・消耗品事業の拡大と、AIやIoTを活用した顧客課題解決型サービスなど、新しい価値の提供を目指します。

■ 医用機器事業

収益性が改善してきたX線TVシステムの拡販と、新たな柱となる製品の創出を進めます。前者は直販化を進める米国での事業強化、後者は医用-分析融合による新たなビジネスモデルの確立に取り組みます。その上で、事業の新陳代謝を図り、中長期的には新しい島津医用ブランドを確立することを目指します。

■ 産業機器事業

情報機器向けなど継続的な需要増が見込まれる半導体の製造に不可欠なターボ分子ポンプを柱とした事業成長を継続しつつ、本セグメント事業全体を伸ばすため、工業炉等の既存製品の育成に取り組みます。同時に、安定した収益体質を構築するため、サービス事業の比率を高める施策を強化します。また、油圧機器分野では、日本と中国の2拠点生産体制を強化し、欧米において販売活動を強化し、事業規模の拡大を目指します。

■ 航空機器事業

長期的に安定した成長・収益が確保できる事業となるには、製品毎に拡大・育成・撤退を区分し、防衛・民間航空の区別なく選択と集中を進めることが必要です。その上で生み出した事業資源を、航空機器の試験検査事業の早期立ち上げに投入し、収益構造の転換を大胆に進めます。

株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

[6] 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
島津工業株式会社	75百万円	100.0%	計測機器、試験検査機器等の販売
島津工業株式会社	34百万円	100.0%	計測機器、試験検査機器等の販売
株式会社島津アクセス	55百万円	100.0%	計測機器、試験検査機器等の据付修理等のサービス業務
株式会社島津テクノロジー	80百万円	100.0%	分析、測定、試験検査業務
株式会社島津理化	30百万円	100.0%	教育用機器および理化学機器の製造販売
島津システムソリューションズ株式会社	490百万円	100.0%	各種計器の製造、販売および計装技術サービス業務
島津メディカルシステムズ株式会社	115百万円	100.0%	医用機器の販売および据付修理等のサービス業務
島津産機システムズ株式会社	100百万円	100.0%	産業機器、計測機器の製造、販売および産業機器の据付修理等のサービス業務
シマツサイエンティフィック インスツルメンツ インク (アメリカ)	10,500千 米ドル	100.0%	計測機器の販売
シマツプレジジョン インスツルメンツ インク (アメリカ)	10,200千 米ドル	100.0%	航空機用装備品の購入、製造、販売および医用機器、 産業機器の販売
シマツオイローパ ゲーエムベーハー (ドイツ)	15,594千 ユーロ	100.0%	欧州地域販売子会社の統括、計測機器および医用機器 の販売
クレイトスグループ ピーエルシー (イギリス)	26,750千 スターリングポンド	100.0%	計測機器の製造販売
島津(香港)有限公司 (中国)	3,000千 香港ドル	100.0%	計測機器、医用機器および産業機器の販売
シマツ(エイシアパシフィック) プライベートリミテッド(シンガポール)	3,150千 シンガポールドル	100.0%	アジア・オセアニア地域販売子会社の統括、計測機器 および医用機器の販売
シマツミドルイーストアンドアフリカ エフゼットイー (アラブ首長国連邦)	4,000千 ディルハム	100.0%	計測機器および医用機器の販売
シマツサイエンティフィック コーポレーション (韓国)	8,400 百万ウォン	100.0%	計測機器の販売

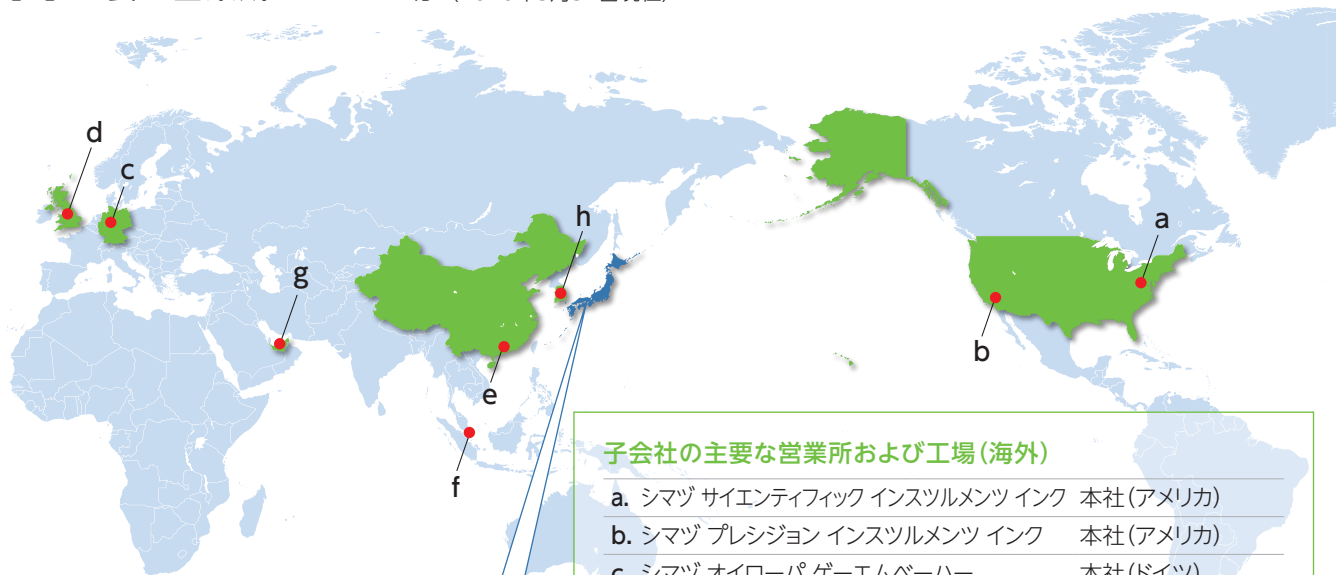
(注) 1. 重要な子会社(16社)を記載しました。
2. 出資比率は、間接所有によるものを含みます。

上記の重要な子会社16社を含む当連結会計年度の連結子会社は、前年度比1社増の76社であります。

② その他

ハネウェル・インターナショナル社(アメリカ)などと航空機用装備品に関する技術提携を行っております。

[7] 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)



子会社の主要な営業所および工場 (海外)

- | | | |
|----|--------------------------------|---------------|
| a. | シマツ サイエンティフィック インストルメンツ インク | 本社 (アメリカ) |
| b. | シマツ プレジジョン インストルメンツ インク | 本社 (アメリカ) |
| c. | シマツ オイローパ ゲーエムベーハー | 本社 (ドイツ) |
| d. | クレイトス グループ ピーエルシー | 本社工場 (イギリス) |
| e. | 島津 (香港) 有限公司 | 本社 (中国) |
| f. | シマツ (エイシア パシフィック) プライベート リミテッド | 本社 (シンガポール) |
| g. | シマツ ミドル イースト アンド アフリカ エフゼットイー | 本社 (アラブ首長国連邦) |
| h. | シマツ サイエンティフィック コリア コーポレーション | 本社 (韓国) |

当社の主要な営業所および工場

- | | |
|-----|--|
| 本 社 | 京都市中京区西ノ京桑原町1番地 |
| 支 社 | 東京、関西 (大阪市) |
| 支 店 | 京都、九州 (福岡市)、名古屋、横浜、
北関東 (さいたま市)、神戸、つくば、
広島、東北 (仙台市)、札幌、
四国 (高松市)、静岡 |
| 工 場 | 三条、紫野 (いずれも京都市)、
厚木 (厚木市)、秦野 (秦野市)、
瀬田 (大津市) |
| 研究所 | 基盤技術研究所 (京都府相楽郡精華町、
京都市)、
田中耕一記念質量分析研究所 (京都市) |

子会社の主要な営業所および工場 (国内)

- | | |
|--------------------|--------------|
| 島津サイエンス東日本株式会社 | 本社 (東京都台東区) |
| 島津サイエンス西日本株式会社 | 本社 (大阪市) |
| 株式会社島津アクセス | 本社 (東京都台東区) |
| 株式会社島津テクノリサーチ | 本社 (京都市) |
| 株式会社島津理化 | 本社 (東京都千代田区) |
| 島津システムソリューションズ株式会社 | 本社 (京都市) |
| 島津メディカルシステムズ株式会社 | 本社 (大阪市) |
| 島津産機システムズ株式会社 | 本社工場 (大津市) |

[8] 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分						従業員数(人)
計	測	機	器	事	業	7,878
医	用	機	器	事	業	1,948
航	空	機	器	事	業	479
産	業	機	器	事	業	1,042
そ	の	他	の	事	業	877
全	社	(共	通)	958
合 計						13,182

(注) 1. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業可能人員数であります。従業員数は前年度末に比べて498人増加しております。

2. 上記のうち当社の従業員数は3,456人(前期末比78人増)であります。

[9] 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	650
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	416
株 式 会 社 京 都 銀 行	366

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- [1] 発行可能株式総数 800,000,000株
- [2] 発行済株式の総数 296,070,227株
- [3] 株主数 34,978名 (前期末比4,837名増)
- [4] 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,332	8.25
明治安田生命保険相互会社	20,742	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,674	5.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,034	3.06
株式会社三菱UFJ銀行	7,672	2.60
太陽生命保険株式会社	7,411	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	6,287	2.13
全国共済農業協同組合連合会	6,101	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,123	1.74
株式会社京都銀行	4,922	1.67

(注) 持株比率は、自己株式(1,250,524株)を控除して計算しております。

[5] その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役および非居住者を除く)および当社の役付執行役員(非居住者を除く)を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みを採用しています。

なお、2020年3月31日現在において、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、253,200株であります。

3 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役	中 本 晃	古河電気工業株式会社 社外取締役
代表取締役	上 田 輝 久	
取締役	三 浦 泰 夫	
取締役	古 澤 宏 二	
取締役	北 岡 光 夫	
取 締 役 (非 常 勤)	澤 口 美	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 (非 常 勤)	藤 原 健 嗣	旭化成株式会社 相談役 コクヨ株式会社 社外取締役 株式会社IHI 社外取締役 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 特定非営利活動法人 安全工学会 代表理事・会長
取 締 役 (非 常 勤)	和 田 浩 子	Office WaDa 代表 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役 ユニ・チャーム株式会社 社外取締役(監査等委員)
常 任 監 査 役 (常 勤)	藤 井 浩 之	大日本塗料株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	小 谷 崎 眞	
監 査 役 (非 常 勤)	飯 田 隆	宏和法律事務所 代表弁護士 アルプスアルパイン株式会社 社外取締役(監査等委員) 日本電信電話株式会社 社外監査役
監 査 役 (非 常 勤)	西 尾 方 宏	西尾公認会計士事務所 所長 株式会社マンダム 社外監査役 サムコ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役澤口美、藤原健嗣および和田浩子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、各取締役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および22頁に記載の当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は藤原健嗣および和田浩子の両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役飯田隆および西尾方宏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および22頁に記載の当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役西尾方宏氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役藤原健嗣氏は旭化成株式会社の相談役であり、当社と同社との間に、製品の販売による取引関係がありますが、当連結会計年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、22頁に記載の当社が定めている社外役員の独立性基準(連結売上高の2%未満)を満たしております。なお、取締役澤口美氏は森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士、取締役和田浩子氏はOffice WaDaの代表、監

査役飯田隆氏は宏和法律事務所の代表弁護士および監査役西尾方宏氏は西尾公認会計士事務所の所長ですが、当連結会計年度において、当社と各事務所との間に取引関係はありません。

5. 社外役員その他の重要な兼職先と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。

6. 当期中の取締役および監査役の異動は以下のとおりであります。

(1) 2019年6月26日新たに就任

取締役 北岡 光夫

監査役 小谷崎 眞

(2) 2019年6月26日任期満了により退任

取締役 藤野 寛

監査役 上松 幸治

7. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化するため、業務執行役員制度を導入しています。

なお、2020年4月1日現在の業務執行役員の体制はつぎのとおりとなっております。

(※印は取締役です)

地 位	氏 名	担 当
会 長	中 本 晃 ※	取締役会議長
社 長	上 田 輝 久 ※	CEO
上席専務執行役員	藤 野 寛	リスクマネジメント担当、航空機器事業部長
上席専務執行役員	古 澤 宏 二 ※	社長特命担当
上席専務執行役員	三 浦 泰 夫 ※	CFO・営業担当、東京支社長
専 務 執 行 役 員	馬 瀬 嘉 昭	島津(香港)有限公司 社長
専 務 執 行 役 員	伊 藤 邦 昌	医用機器事業部長
専 務 執 行 役 員	丸 山 秀 三	分析計測事業部長
専 務 執 行 役 員	北 岡 光 夫 ※	CTO
常 務 執 行 役 員	稲 垣 史 則	環境経営担当、経営戦略副担当
常 務 執 行 役 員	井 村 公 信	人事・法務・総務・内部統制担当、リスクマネジメント副担当
常 務 執 行 役 員	山 本 靖 則	経営戦略・コーポレート・コミュニケーション担当
常 務 執 行 役 員	渡 邊 明	産業機械事業部長、フルイディスク事業部長
常 務 執 行 役 員	海 藤 克 明	製造・情報システム・CS担当
上 席 執 行 役 員	篠 原 眞	新事業担当、基盤技術研究所副所長
上 席 執 行 役 員	谷 垣 哲 也	シマツ(エイシア パシフィック) プライベート リミテッド(シンガポール) 社長
上 席 執 行 役 員	藤 野 良 幸	シマツ アナリティカル(インディア) プライベート リミテッド(インド) 社長 兼 シマツ メディカル(インディア) プライベート リミテッド(インド) 社長
執 行 役 員	高 島 次 郎	シマツ オイローパ ゲーエムベアー(ドイツ) 社長
執 行 役 員	青 山 功 基	医用機器事業部副事業部長
執 行 役 員	梶 谷 良 野	コーポレート・コミュニケーション部長
執 行 役 員	糸 井 弘 人	基盤技術研究所長
執 行 役 員	園 木 清 人	シマツ オイローパ ゲーエムベアー(ドイツ) 取締役 医用部門長
執 行 役 員	的 場 俊 英	分析計測事業部副事業部長(営業・海営・サービス担当)
執 行 役 員	富 田 眞 巳	分析計測事業部副事業部長(開発・製造担当) 兼 技術部長
執 行 役 員	青 山 恵 則	総務部長
執 行 役 員	前 田 愛 明	シマツ サイエンティフィック インストルメンツ インク(アメリカ) 社長

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役澤口実、藤原健嗣および和田浩子の各氏ならびに監査役飯田隆および西尾方宏の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該社外役員がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

[3] 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	人数	報酬等の総額
取締役	9名	377百万円(うち社外3名 36百万円)
監査役	5名	74百万円(うち社外2名 20百万円)

(注) 1. 上記には、2019年6月26日付で退任した取締役1名および監査役1名の分が含まれております。

2. 上記の報酬等の総額には、中長期業績連動型株式報酬制度として、当連結会計年度において取締役(社外取締役を除く)5名に付与が見込まれるポイントを基礎とした費用計上額が含まれております。

[4] 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬規定にて、取締役、監査役および役付執行役員(以下「役員」という)の報酬の決定手続き、報酬の体系などを定めており、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役および役付執行役員の報酬額については、取締役会の決議により授権された、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会で決議し、また監査役の報酬額は、監査役の協議で決定しています。当社の役員の報酬体系および報酬制度の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員(以下「取締役等」という)

取締役等の報酬は、各事業年度における業績の拡大ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて経営を行う取締役等の職責を考慮し、基本報酬としての「固定報酬」と、業績に応じて変動する「短期業績連動報酬」および「中長期業績連動型株式報酬」で構成されており、各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりです。

「固定報酬」は、優秀な人材の確保・採用が可能な水準であると同時に、客観的な情報に基づいて判断すべきとの観点から、外部専門機関の調査に基づく同輩企業(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の水準を重要な参考指標とし、取締役等の地位や役割に応じて決定しています。

「短期業績連動報酬」は、連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定しています。

「中長期業績連動型株式報酬」は、取締役等に対して、中期経営計画の最終年度に、業績目標の達成度に
 応じて付与される株式数を役員別に決定し、株式を交付します。なお、業績達成度を評価する指標は連結売上
 高および連結営業利益を目標値とし、目標の達成度に応じて50～200%の範囲で変動します。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監督を担うという役割を考慮し、固定報酬の
 みとしています。

(3) 監査役

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、固定報酬のみとして
 います。

当社は、上記を「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」として、指名・報酬委員会の審議・
 答申を踏まえ、取締役会で決議の上、定めています。

(注) 2020年4月28日付の取締役会決議において、一部改正した内容を記載しております。

[5] 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な発言状況
取締役	澤 口 実	取締役会 13回中12回	弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言 を行っております。
取締役	藤 原 健 嗣	取締役会 13回中13回	他社における取締役としての豊かな経験・知見に基づ き発言を行っております。
取締役	和 田 浩 子	取締役会 13回中13回	他社における社外取締役やアドバイザーとしての豊 かな経験・知見に基づき発言を行っております。
監査役	飯 田 隆	取締役会 13回中13回 監査役会 17回中17回	弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言 を行っております。
監査役	西 尾 方 宏	取締役会 13回中13回 監査役会 17回中17回	公認会計士としての豊かな経験・専門的見地に基づ き発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 会計監査人の報酬等の額

1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務(監査業務)に係る報酬等の額	92百万円
2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における監査の遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

[3] 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、収益認識に関する会計基準適用についての助言業務、およびグループ会社役員に対する社内研修の講師業務について対価を支払っております。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な監査職務の遂行に支障があると認められる場合には、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

5 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

[1] 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制は企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みである。当社では内部統制を企業倫理・コンプライアンスを含めリスクマネジメントと一体となって機能させ、また、その有効性を適宜検証し、常に内部統制体制の改善と強化を図る。

かかる認識のもと、当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社およびグループ会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、当社の内部統制体制を以下のとおり整備する。

■ 職務執行体制

1. 当社は、当社およびグループ会社の業務執行を適正かつ効率的に行うための体制として、次のような経営体制をとる。すなわち、経営方針、および業務執行上の重要な事項の決定を行う意思決定機関として、また、株主総会で選任される取締役ならびに取締役会で選任される業務執行役員の職務執行を監視・監督する機関として取締役会を置く。加えて、社外取締役を置くことで、適正な業務執行に関する監視・監督機能の強化を図ると共に、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、透明性を高める。

会長を議長とする取締役会による意思決定のもと業務執行を行う最高執行機関として執行役員会を置く。業務執行の最高責任者である社長を長とする執行役員会では、各業務執行役員が経営情報を共有するとともに、重要な経営事項を審議し、社長の経営の執行を補佐する。また、業務執行役員は、取締役会で委嘱された事業部門および営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの各機能を担い、効率的かつ適正な業務執行を行う。

取締役の職務の執行を監査するための機関として、監査役会を置く。

2. 当社の取締役の職務執行上の重要な決定に関する記録その他経営上重要な情報、ならびに法令により保存が義務付けられる文書は、関連規定に従って保存する。
3. 当社およびグループ会社は、業務運営に関する諸規定を体系的に整備し、職務権限を明確にし、業務執行が適正かつ効率的に行われるようにする。
4. 当社は、経営の透明性を高めるための情報伝達を重視し、当社およびグループ会社の情報が正確かつ迅速に伝達されるための体制を整備する。また、広報・IR活動やホームページの利用等により、適宜適切な対

外情報発信・開示を行うとともに、個人情報の保護や秘密情報の厳正な管理を行う。

5. 当社は、グループ全体の財務報告の適正性を確保するための内部統制体制を整備し、運用するとともに、その信頼性を確保するためにモニタリングや内部監査の体制を整備する。
6. 当社は、当社およびグループ会社の経営状況の把握および管理により、業務を適正かつ効率的に遂行するための経営システムをグループ全体で整備する。

各事業部門は、経営方針、予算管理、業績管理等について、事業セグメントごとに子会社を含めた連結経営体制を敷き、グループ全体と事業グループごとの業務の適正確保と効率的な事業運営に努める。

営業・技術・製造・管理などの機能別部門は、担当専門分野において当社およびグループ会社を監視、評価、指導する機能を担うものとし、各事業部門と機能別部門によるマトリックス的連携経営を行う。

社長直轄の内部監査室は、当社およびグループ会社に対して、最新の技術を積極的に活用して効率的に内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

■ コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制

7. 適正な事業活動を行うための指針として「企業倫理規定」を定め、法令遵守の徹底および企業倫理の向上にグループ全体で取り組む。

企業倫理・コンプライアンスを組織に徹底するために、経営者はその方針を明示する。また、法令遵守のための規定・マニュアル類を整備し、取締役、業務執行役員および従業員を対象にした研修を実施する。

企業倫理・コンプライアンスの遵守については、日常の職制に基づく報告・連絡・相談を通じて問題を早期に発見・対処する。違反行為が発生した場合は緊急連絡体制に基づき速やかに報告させ、背景事情・原因の調査と是正策を実行する。また、類似案件の発生を未然に防ぐための再発防止策を実行して、同じことが起こらないように是正する。さらに、企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設け、その活用を促進し、問題の早期発見および是正に努める。反社会的勢力に対しては、全社一体となった組織的な対応を行い、毅然として排除する体制を整備する。

8. 「リスクマネジメント基本規定」に従って、社長を議長とする「リスク・倫理会議」にてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当業務執行役員のもとで、当社およびグループ会社のリスクの識別・評価と管理の状況を的確に把握し、グループ全体としてリスクの低減と発生時対応の体制を強化する。危機発生時には、「緊急事態対応基本ガイドライン」に従って、事態の把握と情報の伝達・管理を行い、適切な指揮命令を行う危機管理体制を整備する。

■ 監査役による監査のための体制

9. 当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設ける。その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るなど、独立性と指示の実効性を確保する。また、監査役の職務執行に必要な費用については、監査役の請求にしたがい支払を行う。
10. 当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、重要な経営情報を定期的に報告するとともに、次の事項を遅滞なく報告するものとする。
- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 内部監査の結果
 - ③ 内部通報制度による通報の状況
 - ④ 監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
 - ⑤ その他法令に定める事項

また、いかなる者も報告したことを理由に不利な扱いを受けないこととする。

11. 監査役は、監査を有効かつ効率的に行うため、取締役、業務執行役員、会計監査人、内部監査部門および内部統制関連部門と定期的に会合し、意見を交換するものとする。また、監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

(注) 2020年4月28日付の取締役会決議において、一部改正した内容を記載しております。

[2] 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の概要

■ 職務執行体制

1. 当社は、「取締役会規則」、「執行役員会規則」を定め、取締役会および執行役員会における付議、報告事項等の基準を明確にしており、当該基準に則り、適正な審議および意思決定を行っています。また、指名・報酬委員会を6回開催しています。
2. 当社は、当社が定めた文書の保管基準に従い、「株主総会議事録」、「有価証券報告書」等の法定備置書類およびその他の社内書類を適切に保存、管理しています。
3. 当社は、「業務分掌規定」および「決裁基準一覧」を定め、各部門の職務および職責を明確にしています。また、「文書管理総則」を定め、業務運営に関する諸規定を体系的に整備し、適正かつ効率的な業務執行体制を確保しています。
4. 当社は、各業務執行役員が、取締役会および執行役員会で定期的に決議、審議、報告する体制を整備し、経営の透明性を高めています。グループ会社については、「子会社判断事項に関する事前承認ルール」を制定し、本社への報告または承認が必要な案件を明確に定めています。また、決算発表、適時開示、投資家向

けの説明会等を実施し、適宜適切な情報開示を行っています。

5. 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、「金融商品取引法」に基づく「財務報告に係る内部統制体制の構築に関する基本規定」を定め、グループ全体の内部統制体制を適正に整備・運用しています。
6. 当社は、各事業部門と機能別部門とのマトリックス的連結経営体制を採用しています。各事業部門は、業績検討会、工営会議等を通じて、子会社を含めた経営状況を把握しており、また機能別部門は、開発会議、製造会議等の全社横断的な会議を通じて、各種必要な情報の共有や計画の進捗、対応すべき案件の確認・指導を行っており、グループ全体の業務の適正を確保する体制を整備・運用しています。内部監査室は、「内部監査規定」に従い、監査計画を立案し、計画に沿って監査を実施しています。

■ コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制

7. 当社は、本社の「企業倫理規定」に沿った企業倫理規定の改正および新規制定を推進し、グループ会社での企業倫理規定の整備を行っています。また、全従業員へE-Learning等の教育研修を行い、企業倫理の浸透、コンプライアンスの向上に努めています。企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置しており、通報・相談窓口寄せられた問題は、運用規定に従って、適切に対処しております。
8. 当社は、「リスクマネジメント基本規定」を定め、リスク検討会において、優先的に取り組むべきリスクを特定し、リスクマネジメント担当業務執行役員を中心にリスク低減計画を策定しています。立案されたリスク低減計画は、半期に一度の社長を議長とするリスク・倫理会議で審議・決定し、実施状況の進捗確認を行っています。

■ 監査役による監査のための体制

9. 当社は、「監査役への報告事項一覧表」に基づき、監査役に対して、当該担当部門から取締役会、執行役員会等の資料の定期的な送付および重大なトラブル、不正行為、内部通報窓口への通報状況などの臨時的な報告を速やかに行う体制を整備・運用しています。
10. 当社は、監査を有効かつ効率的に実施するため、監査役の代表取締役、業務執行役員などとの定期的な会合、また会計監査人および内部監査室との子会社の現地監査などを実施しています。
11. 当社は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」において、監査役室、補助使用人に関する事項などを定め、職務執行に必要な費用は、規程に従って適切に支払っています。

6 会社の支配に関する基本方針

[1] 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是・経営理念や企業価値の源泉、顧客・株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係などを理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であることを基本原則といたします。

当社は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

[2] 基本方針の実現に資する取り組みの具体的な内容の概要

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す経営方針に基づき、『人の健康』、『安心・安全な社会』、『産業の発展』の3つの領域で事業に取り組んでいます。2017年度から開始した中期経営計画では、「世界のパートナーと社会課題の解決に取り組む企業」というスローガンのもと、①成長分野投資、②収益力強化、③組織基盤変革に取り組み、事業拡大に取り組んできました。

2020年度から始まる新たな中期経営計画では、これまでの取り組みを発展させ、当社の技術・製品・サービスが社会課題解決により貢献できるよう『社会課題解決に向けた仕組み作り』を推進し、①重点事業の強化、②海外事業の強化、③リカーリング事業の拡大、④4成長分野での事業拡大という4つの成長戦略をベースに、事業拡大に取り組んでまいります。

これにより、事業業績を着実に伸ばすとともに、株主との積極的な対話を行うことにより、当社の経営姿勢を理解いただき、株主の一層の信頼と評価を得るよう努めております。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を廃止しておりますが、当社の株式に対して大量取得行為が行われる場合には、金融商品取引法の定めを遵守しつつ、積極的な情報収集および情報提供に努め、株主の皆様の検討のための時間確保に努める等、適切な措置を講じてまいります。

[3] 上記[2]の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記[2]に記載した各取り組みは、上記[1]の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと当社取締役会は判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切捨てております。
比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	285,640
現金及び預金	70,868
受取手形及び売掛金	119,903
商品及び製品	46,928
仕掛品	20,643
原材料及び貯蔵品	20,301
その他	8,806
貸倒引当金	△ 1,811
固定資産	151,977
有形固定資産	(97,775)
建物及び構築物	46,485
機械装置及び運搬具	7,103
土地	18,795
リース資産	2,935
建設仮勘定	6,313
その他	16,142
無形固定資産	(11,441)
投資その他の資産	(42,761)
投資有価証券	12,008
長期貸付金	149
退職給付に係る資産	12,147
繰延税金資産	13,341
その他	5,466
貸倒引当金	△ 352
資産合計	437,618

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	115,474
支払手形及び買掛金	60,189
短期借入金	2,081
リース債務	1,995
未払金	13,945
未払法人税等	4,844
賞与引当金	9,429
役員賞与引当金	268
株式給付引当金	162
防衛装備品関連損失引当金	20
その他	22,535
固定負債	19,368
長期借入金	30
リース債務	3,522
役員退職慰労引当金	144
退職給付に係る負債	14,433
その他	1,237
負債合計	134,842
純 資 産 の 部	
株主資本	305,395
資本金	26,648
資本剰余金	34,910
利益剰余金	245,254
自己株式	△ 1,419
その他の包括利益累計額	△ 2,620
その他有価証券評価差額金	4,758
為替換算調整勘定	△ 5,831
退職給付に係る調整累計額	△ 1,546
純資産合計	302,775
負債純資産合計	437,618

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		385,443
売上原価		233,013
売上総利益		152,430
販売費及び一般管理費		110,584
営業利益		41,845
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,373	
その他	1,844	3,217
営業外費用		
支払利息	91	
その他	2,302	2,393
経常利益		42,669
特別利益		
固定資産売却益	546	
投資有価証券売却益	96	642
特別損失		
固定資産処分損	135	
投資有価証券評価損	62	198
税金等調整前当期純利益		43,113
法人税、住民税及び事業税	10,374	
法人税等調整額	975	11,350
当期純利益		31,762
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△ 3
親会社株主に帰属する当期純利益		31,766

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	154,122
現金及び預金	25,703
受取手形	3,424
電子記録債権	13,069
売掛金	54,025
商品及び製品	20,396
仕掛品	12,990
原材料及び貯蔵品	8,865
前渡金	3,253
その他	12,420
貸倒引当金	△ 28
固定資産	137,481
有形固定資産	(74,843)
建物	38,899
構築物	1,675
機械及び装置	1,749
車両運搬具	12
工具、器具及び備品	7,817
土地	17,971
リース資産	843
建設仮勘定	5,874
無形固定資産	(7,969)
ソフトウェア	6,805
その他	1,164
投資その他の資産	(54,667)
投資有価証券	11,012
関係会社株式	20,802
出資金	65
関係会社出資金	6,061
長期貸付金	1,445
前払年金費用	11,428
繰延税金資産	3,026
その他	1,146
貸倒引当金	△ 321
資産合計	291,604

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	91,368
支払手形	328
電子記録債務	18,301
買掛金	23,918
短期借入金	25,611
1年内返済予定の長期借入金	66
リース債務	383
未払金	10,485
未払費用	557
未払法人税等	3,065
前受金	520
預り金	1,189
賞与引当金	4,425
役員賞与引当金	111
株式給付引当金	162
防衛装備品関連損失引当金	20
その他	2,218
固定負債	3,970
リース債務	564
退職給付引当金	3,145
その他	260
負債合計	95,339
純資産の部	
株主資本	191,647
資本金	(26,648)
資本剰余金	(35,188)
資本準備金	35,188
利益剰余金	(131,228)
利益準備金	4,206
その他利益剰余金	127,022
買換資産圧縮積立金	532
別途積立金	24,330
繰越利益剰余金	102,160
自己株式	(△ 1,419)
評価・換算差額等	4,617
その他有価証券評価差額金	4,617
純資産合計	196,264
負債純資産合計	291,604

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		205,286
売上原価		134,462
売上総利益		70,824
販売費及び一般管理費		50,615
営業利益		20,209
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,403	
その他	1,840	11,243
営業外費用		
支払利息	62	
その他	2,580	2,642
経常利益		28,810
特別利益		
固定資産売却益	498	
関係会社株式売却益	74	
投資有価証券売却益	22	594
特別損失		
固定資産処分損	110	
投資有価証券評価損	62	173
税引前当期純利益		29,232
法人税、住民税及び事業税	3,780	
法人税等調整額	909	4,689
当期純利益		24,542

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口弘志 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野出唯知 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島津製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山口弘志 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野出唯知 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島津製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査実施計画、監査役の職務の分担等を定め、企業集団としてのコンプライアンス及び内部統制システムに関する重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、業務執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、付議事案や報告事案に関して審議の経過や結果を掌握いたしました。代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役、業務執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社の監査役とは、グループ監査役連絡会を開催して情報交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、業務執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査部門より定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、その職務の執行状況について監視及び検証いたしました。さらに、海外子会社の会計監査人とも往査時に意見並びに情報交換の会合を持ちました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお今後とも内部統制システムの構築および運用が継続的に強化されるよう取締役会の対応状況を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び
結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社 島津製作所
監査役会

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び
結果は相当であると認めます。

常任監査役 藤井浩之 ①

常勤監査役 小谷崎真 ①

社外監査役 飯田 隆 ①

社外監査役 西尾方宏 ①

